

環境影響評価書

——府中都市計画道路3・3・8号府中所沢線（府中市北山町～武蔵台間）建設事業——

平成9年2月

東京都

第1章 総括

1・1 事業者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1・2 対象事業の名称及び種類

名称：府中都市計画道路3・3・8号府中所沢線

(府中市北山町～武蔵台間) 建設事業

種類：道路の新設

1・3 対象事業の内容の概略

本事業は「府中都市計画道路3・3・8号府中所沢線」のうち、府中市北山町二丁目を起点とし、同市武蔵台三丁目を終点とする延長約1kmの区間(以下「計画路線」という)について、都市計画変更(幅員変更)し、4車線道路を整備するものである。

なお、一部区間については、沿道利用のため、地先道路となる副道を設置する。

事業計画の概要は表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

項目	計画の概要
位置及び区間	延長約1.0km 起点：東京都府中市北山町二丁目 終点：東京都府中市武蔵台三丁目
通過地域	府中市、国立市、国分寺市
道路規格	第4種第1級
車線数	本線4車線。一部区間については、沿道利用のため、副道を設置する。
道路幅員	36m
設計速度	60km/時
主要交差道路 (都市計画道路)	府中3・2・2の2号線(東八道路) 国分寺3・4・3号線(多喜窪通り)
道路構造	平面部：約0.75km, 切り通し部：約0.25km
計画交通量	平成17年度(11,900台/日) 平成27年度(33,000~33,200台/日)
供用開始	平成17年度予定
工事期間	平成11年度から平成17年度予定

1・4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。その評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う環境への影響は最大となる予測地域で一酸化炭素2.82ppm、二酸化窒素0.0508ppm、二酸化いおう0.0199ppmであり、いずれも環境基準を下回る。</p>
2. 騒音	<p>工事の施行中の建設作業騒音は、70～80dB(A)であり、法及び条例に定める基準値を下回る。</p> <p>工事の完了後の道路交通騒音は、遮音壁を設置することにより最大となる予測地域で朝53dB(A)、昼間53dB(A)、夕51dB(A)、夜間48dB(A)であり、環境基準を下回る。</p>
3. 振動	<p>工事の施行中の建設作業振動は、50～66dBであり、法及び条例に定める基準値を下回る。</p> <p>工事の完了後の道路交通振動は、最大となる予測地域で昼間56dB、夜間55dBであり、評価の指標を下回る。</p>
4. 地形・地質	<p>工事の施行により国分寺崖線の一部は掘削されるが、掘削深さが6m程度であり、法面は緑化ブロックにより処理をおこない安定化させるので土地の安定性に及ぼす影響は少ないと考える。</p>
5. 植物・動物 5.1 陸上植物	<p>工事の施行により、国分寺崖線付近の雑木林については一部改変されるが、その区域は雑木林の西端であることから、植生の多様性は維持されるものとする。また、注目される植物個体の生育地点を改変することはない。</p> <p>工事の完了後には、緑の面積が0.5ha減少すると考えられるが、計画路線内の植栽可能な区域には既存樹木の移植または保存や在来樹種の植栽を積極的に行い、さらに法面に緑化ブロック等を採用することで緑の確保に努める。</p> <p>以上のことから、陸上植物に及ぼす影響は少ないものとする。</p>

表 1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>5. 2 陸上動物</p>	<p>工事の施行により、改変区域において一部の動物の生息環境の消失及び改変区域外への個体の移動が考えられる。しかし、国分寺崖線付近の雑木林の改変はその西端の一部であることから、動物の生息環境としての機能は維持されるものとする。 以上のことから、陸上動物に及ぼす影響は少ないものとする。</p>
<p>6. 景 観</p>	<p>本事業の実施により、国分寺崖線や住宅の一部が改変されるが、計画路線の大半が平面構造であることから、地域景観特性の変化は少ない。沿道における代表的な眺望点からの景観は、植栽された樹木と周囲の自然が一体となって、緑の豊かさ感は変わらないものとする。</p>
<p>7. 史跡・文化財</p>	<p>計画路線内及びその周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、文化財保護法の規定に従って適切に対処するため、影響は少ないとする。</p>

1・5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正のうち、知事の審査意見によるものは表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1 修正の概略

頁	修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
13	第2章 対象事業の目的及び内容 2・2 事業の内容	2・2・2 事業計画の概要 (1) 構造	遮音壁の設置位置について、沿道環境保全のため可能な限り連続して設置すること及び低騒音舗装を導入すること等の記述を追加した。
17		(3) 緑化計画等	「緑地位置模式図」に遮音壁の設置位置を記載した。
145	第5章 現況調査・予測及び評価 5・1 大気汚染	5・1・2 予測 (4) 予測方法	「縦断勾配による排出係数の補正係数」を記載した。
150		(5) 予測結果	切り通し部の予測は、縦断勾配を考慮して算出した。
173	5・2 騒音	5・2・2 予測 (5) 予測結果	工事完了後の道路交通騒音の高さ方向への影響について、横断方向の騒音レベルの分布図を資料編に記載している等の記述を追加した。
251	第7章 環境保全のための措置 7・2 騒音		遮音壁の途切れる箇所等について、その対応等の記述を追加した。